



2022年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社三井ハイテック
代表者名 代表取締役社長 三井 康誠
(コード番号 6966 東証第1部・福証)
問合せ先 常務取締役管理本部長 三井 宏蔵
(TEL 093-614-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年4月22日開催予定の当社第88期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2021年12月10日付「監査等委員会設置会社への移行および指名・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会における議決権を有する監査等委員が、業務執行の適法性及び妥当性の監査を担うことにより、取締役会の監査・監督機能の実効性をさらに高め、ガバナンスの強化を図るとともに、業務執行の機動性を向上させるため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。移行に伴い、監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。また、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第40条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除等の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更のうち、上記(2)に関する効力発生日等は、変更案の附則第2条(電子提供措置等に関する経過措置)の規定によるものとし、その他の定款変更の規定については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年4月22日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 2022年4月22日（金）

以 上

[別紙]

(下線は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 <条文省略></p> <p><u>第7条 (自己株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 <条文省略></p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <条文省略></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> <削除> 3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 <条文省略></p> <p><削除></p> <p>第7条～第9条 <現行どおり></p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会より委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 <条文省略></p> <p><u>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第18条～第21条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条(取締役の員数および任期) 当社は、取締役15名以内を置く。 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員により選任された取締役の任期は、その前任者または従来の在任者の残存期間と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>第16条(電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第20条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条(取締役の員数および任期) 当社は、取締役18名以内を置く。<u>取締役のうち、監査等委員である取締役は8名以内とする。</u> <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 26 条 <条文省略></p> <p>第 27 条 (取締役会の招集通知) 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 28 条～第 30 条 <条文省略></p> <p>第 31 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 32 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 33 条 <条文省略></p>	<p>第 25 条 <現行どおり></p> <p>第 26 条 (取締役会の招集通知) 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに各取締役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条～第 29 条 <現行どおり></p> <p>第 30 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 31 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 32 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により</u>、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 33 条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="316 324 710 353">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="240 421 694 450"><u>第34条（監査役の員数および任期）</u></p> <p data-bbox="240 465 694 495">当社は、<u>監査役5名以内を置く。</u></p> <p data-bbox="240 510 778 786"><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p data-bbox="240 853 550 882"><u>第35条（監査役の選任）</u></p> <p data-bbox="240 898 662 927">監査役は、<u>株主総会で選任する。</u></p> <p data-bbox="240 943 778 1122"><u>この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="240 1137 778 1317"><u>2. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="240 1332 778 1512"><u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="240 1570 550 1599"><u>第36条（常勤の監査役）</u></p> <p data-bbox="240 1615 778 1697">監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p data-bbox="938 324 1220 353">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="1029 421 1141 450"><削除></p> <p data-bbox="1029 853 1141 882"><削除></p> <p data-bbox="810 1570 1189 1599"><u>第34条（常勤の監査等委員）</u></p> <p data-bbox="810 1615 1348 1697"><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員</u>を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 327 778 546">第 37 条 (<u>監査役会の招集通知</u>) <u>監査役会</u>を招集するには、会日より 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p data-bbox="240 613 778 741">2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p data-bbox="240 801 778 981">第 38 条 (<u>監査役会の決議</u>) <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="240 1041 778 1220">第 39 条 (<u>監査役会規則</u>) <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p data-bbox="240 1281 778 1505">第 40 条 (<u>監査役会の議事録</u>) <u>監査役会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p data-bbox="240 1568 778 1695">第 41 条 (<u>監査役の報酬等</u>) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p data-bbox="807 327 1345 595">第 35 条 (<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日より 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p data-bbox="807 613 1345 741">2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p data-bbox="807 801 1345 981">第 36 条 (<u>監査等委員会の決議</u>) <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="807 1041 1345 1220">第 37 条 (<u>監査等委員会規則</u>) <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p data-bbox="807 1281 1345 1505">第 38 条 (<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>監査等委員会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p data-bbox="1026 1568 1134 1601" style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 42 条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項 の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>＜削除＞</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 <u>43</u> 条 ＜条文省略＞</p>	<p>第 <u>39</u> 条 ＜現行どおり＞</p>
<p> ＜新設＞</p>	<p><u>第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第 <u>44</u> 条（<u>期末配当の基準日・中間配当</u>） <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u> <u>2. 当社は、取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p> ＜新設＞</p>	<p>第 <u>41</u> 条（<u>剰余金の配当の基準日</u>） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第 <u>45</u> 条 ＜条文省略＞</p>	<p>第 <u>42</u> 条 ＜現行どおり＞</p>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p><u>附 則</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 88 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第 88 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 2 条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則第 2 条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>